



## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国為替特別会計法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のようにより改正する。

第四条中「及び附則第四項」を、「附則第四項」に改め、「相当する金額」の下に「及び外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十七号)」の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

和二十五年法律第一号)の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

附則第四項」に改め、「相当する金額」の下に「及び外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十七号)」の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

1 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

政府は、郵政事業特別会計からする繰入金に関する法律案

1 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

この法律は、公布の日から施行する。(予備)

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

十五年度において、一般会計から十二億八千三百八十六万八千元を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則第五項を附則第八項とし、以下の一部を改正する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計の規定による三項ずつ繰り下げ、附則第四項の規定による三項を加える。

5 政府は、輸入物資(米国対日援助物資を除く)以下附則第七項までにおいて同じ)を米国政府が米國對日援助物資に充用しようとするときは、米国政府の要求に応じ、この会計の負担において、その指定する輸入物資を買い取り、これを米国政府に売り渡すことができる。

6 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する額を補てんするため、昭和二十一年度において、一般会計からする繰入金に関する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

7 附則第五項の規定による政府の輸入物資の買取は、当該物資の買取代金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則第八項を附則第九項とし、以下の一部を改正する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計の規定による三項ずつ繰り下げ、附則第七項の規定による三項を加える。

米国対日援助物資等処理特別会計の一部を改正する法律案

のアメリカ合衆国通貨額を第三項に規定する換算率により日本通貨に換算した金額を、この会計の歳入として受け入れるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のようにより改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「及び政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第五項を附則第六項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第六項を附則第七項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第七項を附則第八項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第八項を附則第九項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第九項を附則第十項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第十項を附則第十一項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第十一項を附則第十二項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第十二項を附則第十三項とし、以下の一部を改正する。

第一項中「(以下「援助物資」といふ。)」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資(以下「軍払下物資」といふ。)」を加える。

附則第十三項を附則第十四項とし、以下の一部を改正する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

左記皇室用財産の用途廃止について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件

左記皇室用財産の用途廃止について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条の規定に基き、国会の議決を求める件

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

左記皇室用財産の用途廃止について、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条の規定に基

記

一、所在

京都府市東山区泉涌寺山内町五番地同今熊野悲田院山五番地の一

一、口座名 泉山陵墓地

一、区分、数量土地 七二、〇九二坪  
及び価格 土地 七二、五五二円

この法律は、公布の日から施行する。  
この法律は、公布的日から施行する。

国有財産法第十三条の規定に基

この法律は、公布的日から施行する。

○西川政府委員 ただいま議題とな

ました食糧管理特別会計の歳入不足を

補てんするための一一般会計からする繰

入金に関する法律の一部を改正する法

案につきまして、御説明申し上げま

す。

農業災害補償法第十二条の規定によ

りまして、農業共済組合の組合員の支

度、国有財産法(昭和二十三年法律

第七十三号)第十三条の規定によ

り、国会の議決を求める。

記

一、所在

京都市東山区泉涌寺山内町五番地同今熊野悲田院山五番地の一

一、口座名 泉山陵墓地

一、区分、数量土地 七二、〇九二坪  
及び価格 土地 七二、五五二円

この法律は、公布的日から施行する。  
この法律は、公布的日から施行する。

是は、昭和二十五年産麦の収量別反当共

債金額を、平均三千円と予想して算定したのであります。現実に引受けの時期におきましては、バリティー指数の上昇によりまして、牧量別反当共債金額が平均三千百円と定められたのに伴いまして、さきに申し述べました一般会計から繰入れるべき消費者負担分に相当する金額が、一千七十五万円増加いたしましたため、この法律の一部を改正し、繰入金の限度額二十六億九千二百一万一千円を、二十七億二百七十六万一千円に引き上げることいたしましたのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

外國為替特別会計におきましては、昭和二十四年度以降輸出の増加に伴いまして、外貨手持の激増を來し、これ

がため円資金は予算に比し著しく不足を生ずる実情にあつたのであります。

昭和二十四年度におきましては、右の不足を借入金によりまかなかつて參つたのであります。今年度におきましては、日本銀行の外貨貸付制度の運用により、右の困難は著しく緩和されるこ

ととなりましたが、なお相当の不足を生じますので、貿易特別会計より二百六十億円繰入れるほか、一般会計より百億円の繰入れを行つて来たのであります。

次に郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会計からする繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

今回改正しようとした要点

次に米国対日援助物資等処理特別会

計法の一部を改正する法律案の御説明

を申し上げます。

今回改正しようとした要点

次に米国政府から直接に物資の交付を受ける従来の対日援助の方法が、連合国最高司令官の覚書に基

き、連合国民間業者が民間貿易により海外から買いついた物資を、対日援助物資に振りかえる方式による対日援助の方法

において、その取扱いをいたしました

ついて、必要な同特別会計法の改正を

する必要があります。なお從来本特別会計で取扱つておきました軍払下げ物資につきましては、今回これを明定しよとうとするものであります。

次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会

計からする繰入金に関する法律

案につきましては、今回これを明定し

ようとするものであります。

次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、今回これを明定し

ようとするものであります。

とするもののうち、土地二千五十七坪は月輪中学校の敷地として、また九千四百二十五坪は日吉ヶ丘高等学校の建築敷地として、京都市から開放の申請がなされているものであります。いざれも陵墓の所在地から相当の距離があり、孤立した飛び地であります。これを用途廃止しても陵墓管理上支障がないと認められますので、今回その用途を廃止しようとするものであります。なお本件は皇室経済法第一條第二項の規定に基き、昭和二十五年八月二十三日皇室経済會議の議を経たものであります。ここに国会の議決を経たため提案した次第であります。

○田中(織)委員 議事進行上、ちよつと申し上げたいと思うのであります。が、ただいま西川大蔵政務次官から御説明になりました法案のうち、大部分は私の見るところでは、今回本議会に提出されました補正予算と関連するものが多いため見受けるのであります。が、こういう予算と関係のある法案について、すでに予算案が衆議院を通過した後に国会に提出されるということがあります。予算審議権との関連において、大蔵当局の手続の遅延をわれわれは非常に遺憾に存するのであります。本来ならこうした特に歳入及び歳出のむしろ前提条件になりますが、法律案が成立をして、初めて予算案の成立を見るべき筋合いであります。が、むしろこれは逆行しておる傾向——これはたびたびわれわれ大蔵省関係の法案の審議過程において、

ことは国会の審議上非常に支障を来しますから、今後十分こういう点について御注意を願いたいと思うのであります。なおこれらの法案の審議にあたりまして、資料を要求いたしたいと思ひます。が、この席上でよろしくござりますが、この席上でよろしくござります。

○夏堀委員長 上ろしゆうございます。

○田中(織)委員 特に米国対日援助物

資等処理特別会計法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、これは昨日援助物資の從來米国政府から直接物で交付するものほかに、新たなる民間貿易で買いつけた物資を振りかえるという関係が加わって参りますことは、これは対日援助資金の関係とも重複いたします。

○小山委員 大だいま田中君から要求されました資料のほかに、外國為替特

別会計の資本増加に関する法律案につきまして、日本銀行の外貨貸付制度が始まつてから最近に至るまでの運用状況、これが明確になるような資料をお願いいたします。日本銀行の外貨貸付制度が、いわゆるユーナンスその他の制度が、今までの出入りの状況、それが明確にわかるような資料、これをひとつお願いいたします。

○夏堀委員長 上うどりはからいます。

○宮崎委員 議事進行について……

○夏堀委員長 大だいま政府の説明を

いたしませんが、本年九月十一日だと思いますが、マーカット経済科学局長から非公式のメモが参りまして、ユーナンス制度の実施を勧告して参ったわけになります。それによりましてユーナンス制度

が実施に移されました。先ほど小山委員からもそれについての資料の要求がありました。現在までのユーナンス

制度の実施につきましての実態を、この際資料にかわるくらい縦密に御説明をいただきたいと思います。

○夏堀委員長 外國為替の点の御質疑に対しでは、今本内委員長が見えるそ

うですから、それまでお待ちを願います。

○小山委員 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案につきま

しては、もう審議を尽したと考えられますが、会期の関係等を考慮いたしま

すと、はたしてさよなな資料について

検討を加えておりました場合に、間に

あらかじめ合意いたしましたが、間に合あなかはなはだ疑問であります。間に合わせながらといつて、審議を

改定する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

○小山委員 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案につきま

しては、もう審議を尽したと考えられますが、会期の関係等を考慮いたしま

すと、はたしてさよなな資料について

いたします。

○夏堀委員長 了承いたしました。さ

ようどりはからいます。

○宮崎委員 議事進行について……

○夏堀委員長 ただいま田中委員、小山委員から資料

を出していただきたい。なお外國為替

特別会計の資本の増加に充てるための

一般会計からする繰入金に関する法律

案に関連いたしまして、最近の貿易関

係が非常にいわゆる輸出増加の傾向に

あるが、外貨資金に見合はところの円

資金の関係であろうと思ひであります。が、こういう関係から最近の輸出貿易の実態が明確にできる数字を、御提

出願いたいと思うのであります。

○夏堀委員長 それからもう一つは、農業共済再保

険特別会計並びにそのためとする一般

会計からの繰入れに関連いたしまし

て、これは大蔵当局ではむりかと思ひますけれども、二十五年産麦等につい

て、相當農業災害が起きておるという

ことについて、予算審議権との関連

を出してくださいたい。なお外國為替

特別会計からする繰入金に関する法律

案に關連いたしまして、最近の貿易関

係が非常にいわゆる輸出増加の傾向に

あるが、外貨資金に見合はところの円

資金の関係であろうと思ひであります。が、こういう関係から最近の輸出貿易の実態が明確にできる数字を、御提

出願いたいと思うのであります。

○夏堀委員長 小山君の動議に御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようであ

ります。さよう決定いたします。

見受けることであります。が、こういうことは国会の審議上非常に支障を来しますから、今後十分こういう点について御注意を願いたいと思うのであります。なおこれらの法案の審議にあたりまして、資料を要求いたしたいと思ひます。が、この席上でよろしくござりますが、この席上でよろしくござります。

○小山委員 大だいま田中君から要求

されましたが、外國為替特

別会計の資本増加に関する法律案につ

きまして、日本銀行の外貨貸付制度が始まつてから最近に至るまでの運用状況、これが明確になるような資料をお願いいたしました。

○夏堀委員長 ただいま申されましたユーナンス制度その他については、まず私

も冒頭に発言を許してもらいたいと、おきまして、要件の資料等はことご

とに御配慮いただきました。政

府委員にはつとめて出でていただきまし

て、ことに外國為替の委員長あたりは

すみやかに出て来て來ていたときまし

ただいま小山委員の申されましたユーナンス制度その他については、まず私

も冒頭に発言を許してもらいたいと、おきまして、要件の資料等はことご

とに御配慮いただきました。政

府委員の方は質問したいのですが、政府委員の方は

せられるように御配慮をいただきたいと思ひます。もちろんその後を許します。

○宮崎委員 大だいま議題となりまし

たこの外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入

金に関する法律案、これについて若干

質問したいのですが、政府委員の方は

よろしくござりますか。

おける……。

○佐藤説明員 ただいま司令部からのスキヤップ・インはどういうものが出来たかというお話をございましたが、これは去る十月十六日付で、輸入物資に対するガリオア資金の償還について、というスキヤップ・インが出ているわけであります。これによつて新しい方式で買いつけられると予想されるものは、ただいまのところ綿花だけござります。綿花につきましては、從来から民間貿易資金ではありませんが、援助資金でなく、政府保有の外貨資金によりまして政府貿易として輸入します。

して、それをこちらに入つてから後、ガリオア資金に振りかええておつたわけであります。それにつきまして、本年度初め以来、できるだけ民間輸入方式にこれを近づけるべく、政府側と司令部の間でいろいろと検討しておりますが、ようやく大体の方針につきまして成案を得て、このスキヤップ・インが出たわけであります。これによりますと、一応一般の輸入と同じように、綿花につきましても、外貨資金で割当を受けて、こちらに入つて後、政府がそのものを輸入した民間の業者から買い上げまして、これをガリオア・ファンドを操作しております米国の購買契約官に売りまして、その上であらためてガリオア物資として、こちらへ引渡しを受け、さらに先に購入した民間の業者に払い下げる。こういう操作をやるのであります。ただ民間の業者が外貨資金を使って輸入するのでありますから、不当に高い購入契約をやつて、ガリオア資金を上けい食うといふことがありますので、これに対してもはスキヤップ並びに政府

において、その購入価格についてはチエックする。こういうことにしております。どのくらいの数量、金額が予想されるかということについては、最終的な確定的な数字は、米国の原綿輸出制限の関係もございますので、ちよつとはつきり申し上げられませんが、大体私どもは米国の一九五〇年ないし五一年度、本年の七月から来年の六月にわたる期間において、ガルオア資金一億八千万ドルと大体心得ております。

が、そのうち七、八千万ドル程度はこの方式によつて原綿が入る、こう考えます。

○小山委員 ただいまの御説明で、綿花だけということでありましたが、今後これがこの適用物資として拡張される見込みのあるものは、どういうものがござりますか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。ただいまのところは予想されるものはないと思ひます。

○苦米地(英)委員 今の御説明で大体わかりましたが、操作の手続を聞いておりますと、そこにアメリカの綿花に限られておりまして、そのほかの土地で生産されるものについては、ちょっと操作がむずかしいようにお思ひますか。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。ガリオア物資は、米国の前年度、つまり今年の六月で終る年度までは、非常に広汎多岐にわたっております。米国以外の物資も相当あつたのです。ただガリオアの金額がだんご減つて参りました。前には四億二、三千万ドルであつたのが、今度は一億八千万ドルに減つて参るわけでありまして、品種も非常に限定されて参りました。現在収穫しておりますのは小麦、大豆、大麦、それからこの原綿、石油、これがおもな品目であります。ほかは肥料が若干と、医薬品その他特殊なものが入つて来ている程度であります。司令部からのスキヤップ・インは原綿と限定しませんで、将来必要があれば、あらゆる物資に適用されるようになつております。しかしながら御説明申し上げました通り、原綿について新方式をとるとしても、これはこの購入方

式といふか、ガリオアとしての援助の変化につきましては、事前の準備が相あつたようになります。この

において、その購入価格についてはチエックする。こういうことにしております。どのくらいの数量、金額が予想されるかということについては、最終的な確定的な数字は、米国の原綿輸出制限の関係もございますので、ちよつとはつきり申し上げられませんが、大体私どもは米国の一九五〇年ないし五一年度、本年の七月から来年の六月にわたる期間において、ガルオア資金一億八千万ドルと大体心得ております。

が、そのうち七、八千万ドル程度はこの方式によつて原綿が入る、こう考えます。

○田中(織)委員 きよら午前中に理事會で決定した方針に、わが党としても御協力申し上げたいと思うのであります。その意味で食糧の輸入税の免除に関する法律について一、二点お伺いしたいのですが……。

○夏堀委員長 ちよつとお詫びいたしません。先ほど食糧輸入税免除の法律は質疑打切りになつておりますが、今田中君からもう一、二点質問があるとのお申出がありますから、さようとりはからうことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 それではさようとりはからいます。田中君

二点大蔵当局にお伺いいたしたいのであります。今回この輸入税免除に関する法律の一部が改正されることになつておりますが、もし免除しないとすれば、どの程度の輸入税を徴収する予定でありますか。

○藤田説明員 御説明いたしました。本年上半期におきまして、食糧輸入税を免除いたしました金額が約二億五千

うふうに考えております。

○小山委員 そういたしますと、この出制限の関係もございますので、ちよつとはつきり申し上げられませんが、大体私どもは米国の一九五〇年ないし五一年度、本年の七月から来年の六月にわたる期間において、ガルオア資金一億八千万ドルと大体心得ております。が、そのうち七、八千万ドル程度はこの方式によつて原綿が入る、こう考えます。

○苦米地(英)委員 お答え申し上げます。内産食糧との価格の間に相当の開きがあるのであります。その意味で、価格の面から国内の日本農民の生産者の生産物に対する外国食糧の圧迫といいますか、そういうものは現在のところないであります。問題は今後講和会議も近づいておることでもあり、全面的に国際経済への復帰が行われることもほど遠くない段階におきまして、大

体食糧についての輸入税を免除するという方針は、いつごろまで続けられるおつもりですか。これは農林關係から見まして、どうしても足らず米局に後ほどお伺いいたしましたが、輸入食糧の量的な抑え方といふものが、敗戦直後の国内の食糧の需給関係から見まして、どうしても足らず米を入れなければならぬといふことであります。

○田中(織)委員 大蔵關係の点を一、二ほかのところもあつたようですが、大体米綿だけであります。今後はお話を通り、この新方式によつて輸入するのは、すべて米綿だけであるといふことがあります。この

方針ありましたから、これから推算いたしますと、年間約五億円の輸入税を免除する計算になつておると存じます。

○田中(織)委員 現在の輸入食糧と国内食糧との価格の間に相当の開きがあるのであります。その意味で、価格の面から国内の日本農民の生産者の生産物に対する外国食糧の圧迫といいますか、そういうものは現在のところないであります。問題は今後講和会議も近づいておることでもあり、全面的に国際経済への復帰が行われることもほど遠くない段階におきまして、大體食糧についての輸入税を免除するという方針は、いつごろまで続けられるおつもりですか。これは農林關係から見まして、どうしても足らず米局に後ほどお伺いいたしましたが、輸入食糧の量的な抑え方といふものが、敗戦直後の国内の食糧の需給関係から見まして、どうしても足らず米を入れなければならぬといふことであります。

○藤田説明員 御説明いたしました。本年上半期におきまして、食糧輸入税を免除いたしました金額が約二億五千

いと思います。

○藤田説明員 お答えいたします。食糧の輸入税免除をいつまで続けるつもりかという御質問でございますが、食糧の価格の内外比価の問題は、これは将来絶えず変動するかと思われますので、確定的にいつまで免税を続けるといふ者は持つておりませんが、これは農林当局の方から、はつきりしたお答えを申し上げるのが適當だと存じます。私どもいたしましては、外国の食糧の価格が国内の食糧の価格を圧迫するというような段階になりましたならば、当然一年を待たずに、その中途でも食糧の輸入税の免除を打ち切るといふことが、適当だと考えております。

○田中(鐵)委員 私は現在の輸入食糧と国内食糧との価格差の関係から、この輸入税が從来免除されて来たのはないと思う。純経済的な觀点から見ますならば、それも一つの理由にはなること思ひますけれども、從来食糧の輸入税を免除して來たといふのは、私は別の理由があつたと思うのです。大蔵当局の建前から見ますれば、五億円の輸入税に關しましても、これは相当大きな金額だと思う。大蔵当局の輸入税の收入を確保するという見地から見ますならば、これはおのずから別の角度で行かなければならないのです。終戦直後の外國食糧の輸入といふものにつきましては、純経済的要素以外の要素が加わって来ておるから、その意味から見れば、政治的な理由からこの輸入税が免除されて來たように、私は理解するのであります。

○田中(鐵)委員 お答えいたしましたが、純経済的な見地から見れば、この方針が踏襲されておる。そういうふうに大蔵当局は思われるかどうか。その点確かめ

ておきたい。

○藤田説明員 純経済的な見地から補給金が出ておりまして、これに輸入税を課しましても、その分だけ補給金として出さなければならぬといふ意味におきまして、一度輸入税をとつてからまた補給金として出すといふことは無意味であるから、輸入税を免除するということになつておると存じます。それからそのほかの種々な品目がありますが、その大部分が軍の放出品でありまして、これに対して輸入税を徴収するには、目下の情勢上適当なないといふ意味において、輸入税の免除が継続されておる次第でござります。

○田中(鐵)委員 物品もありまして、これが現行の課税で行きますと、ぜいたく品の一〇〇%課税になるという關係から、これをただちに適用するのは適當でないといふ考え方から、この輸入税の免除をいましばらく継続するといふよろな理由になつております。

○田中(鐵)委員 そういう純経済的な要素以外のものもあるということをお認めになつた点が、從来の食糧の輸入と、本農民の生活を圧迫するといふような問題といつましましては、やはり輸入税が免除されておる大きな理由であつたといふ理解と一致いたしますので、その点は了承いたします。

○田中(鐵)委員 お答えいたしましたが、小包郵便物の方はごく小量に押えておきましたが、大量に入つて来ます分はそれを為替の關係の許可を得ましたので、いたしておられます。

○田中(鐵)委員 外人が自分たちの消費するもの、そういう名目になつてお

ないといふ先ほどの御答弁を、ここに確認いたしまして、その点についての私の質疑をその程度にとどめます。

○田中(鐵)委員 おきたいのはあります。今バナナの問題が出て参つたのであります。これもこの法律に准拠いたしまして、輸入税をとらないという理由については、われわれ了解するに決してやぶさかではないのであります。

○上坂説明員 二十一年度は補正予算いたしまして歳入が四億三千八百二十七万三千円、歳出が同じく四億三千八百二十七万三千円ということがあります。

○田中(鐵)委員 これはほかの方から

すが、そういうものが相当やはり國內に流れおるものも事実だと思つてあります。こういうよろな問題

は、これは外國為替全体の見地からも、相當嚴重に考えなければならぬのであります。こういうよろな問題ではないかと思ひますので、も

うござります。

○竹村委員長 食糧厅長官が今お見え

になりますからお待ちを願います。

○夏堀委員長 中君の質問で聞いたのであります。

○竹村委員 ちよつと関連して、今

バナナなどは輸入税が免除されるこ

とに伺つたのですが、それでついにお聞きしたいのです。カン詰類が輸出された場合に、各國ではやはり輸入税をとつてているのでしょうか、それ

を聞きたい。

○藤田説明員 日本のカン詰類が輸出せられる場合は向うではやはり輸入税をとつておられます。

○田中(鐵)委員 それから特別鉛害の

御質問が出たかと思うのであります

が、この特別会計が設定されますと、

さしあたりこの特別会計としての予算

が持たれると思うのであります。

その内訳は、歳入の方は、

政府の負担となるべきものを歳入といたし

ますので、四億三千八百二十七万二千

円全部がこれになつております。なお

特別鉛害の復旧費は、国の公共事業費

であります。この法律と直接関連はないかもしれませんけれども、そういう無為替輸入で入つて来る外國の食糧、むしろ食料品と言つた方がいいかもしませんが、そういうような品目並びに数量等について、大蔵当局で数字を押さえられておるものがあればお示しを願いたい。

○藤田説明員 コーヒーなど無為替輸入の品目について、數字的に資料があるかとの御質問でございましたが、これはたゞいま資料を持ち合せておりませんので、後ほどもしありましたら御提出いたしたいと存しますが、その入出します程度は、外人が需要品として入れるもの、それから小包郵便物で規定せられた量で入つて来ます分、そういう大体三つの方法で入つて参ると思いますが、小包郵便物の方はごく小量に押えておりまして、大量に入つて来ます分はそれを為替の關係の許可を得ましたので、いたしておられます。

○田中(鐵)委員 特別会計の關係で、政府委員の方を見えておられれば、一、二点お伺いしておきたいのですが……。

○夏堀委員長 見えております。

○竹村委員長 見えております。

○夏堀委員長 中君の質問で聞いたのであります。

○竹村委員 ちよつと関連して、今

バナナなどは輸入税が免除されるこ

とに伺つたのですが、それでついにお聞きしたいのです。カン詰類が輸出された場合に、各國ではやはり輸入税をとつてているのでしょうか、それ

を聞きたい。

○藤田説明員 日本のカン詰類が輸出せられる場合は向うではやはり輸入税をとつておられます。

○田中(鐵)委員 それから特別鉛害の

御質問が出たかと思うのであります

が、この特別会計が設定されますと、

さしあたりこの特別会計としての予算

が持たれると思うのであります。

その内訳は、歳入の方は、

政府の負担となるべきものを歳入といたし

ますので、四億三千八百二十七万二千

円全部がこれになつております。なお

特別鉛害の復旧費は、国の公共事業費

で出すものと、地方公共団体の負担と、この特別会計の支出と、この三本で工事を仕上げることになつておなります。

二十六年度においては、大体この法律並びに特別会計において行い得る事業量を推定し得る一つの根拠になると想いますので、二十六年度の予算関係の大体を、すでにコンクリートのものもあると思いますが、お聞かせ願いたい。

億八千三百十一万一千円ということがあります。この内訳は大体二十六年度の歳入に三五百円と同様でございます。三億八千三百十万一千円の納付金、それに受益者負担金、返納金、雑収入を入れまして、三億八千三百十一万一千円であります。歳出は同じく工事費であります。歳入を全部支出するといふ建前で、同じく三億八千三百十一万一千円になつております。

○田中(継)委員 従つてこの特別会計で実施し得る工事量といふものは、その範囲で出て来るが、先ほどの御答弁にありました國の公共事業費で行い得る部分、並びに地方公共団体等で行うるものを持まつて、特別鉱害の復旧工事として大体二十六年度に行い得る予定量は、どの程度になりましょか。

○上坂説明員 ただいま二十六年度のお尋ねでありますたが、二十五年度から申し上げます。二十五年度は総額十二億三千二百万円を工事する予定であります。この工事は土木、これは道路とか堤防等であります。これが四億三千万円、それから耕地、これは陥落しました耕地をかさ上げするわけであります。

りますが、一億八千二百万円、農業用公共施設と申しますて、灌漑水路でありますとか、排水ポンプをつける、いろいろ工事が一億九千二百万円でござります。鉱害のために水が流れますて、井戸がないというときには上水道をつけますが、その上水道が二億二百万円、下水道が九百九十万円、家屋、墓地その他非公共的なものの復旧が一億五百万円、合計十三億九千二百万円でありますて、土木が三億八千万円、圃場が三億九千四百万円、農業用公共施設が一億七千四百万円、上水道が一億八千万円、下水道が六百万円、新しく学校がつけ加わりまして六千三百万円、なお鉄道も加わりまして六千三百万円、家屋、墓地その他非公共的なものが二億三千二百万円、合計十三億九千二百万円ということになつております。

○上坂説明員 特別鉱害の認定額は七十五億といふことになつております。これを五箇年で復旧するといふふうにして、法律の有効期間は五箇年ということになつております。ただいま申し上げました通り二十五年度は十三億、二十六年度は十三億、合計二十五億の復旧工事をこの二年間でやるわけでありまして、七十五億に対しまして三分の一に当るわけであります。残り三分の二は三十七、二十八、二十九年の三箇年でやる予定になつております。

○竹村委員 私はわからぬのでお聞きしようと思うのですが、そりたしますと、ただいまの説明によりますと、七十五億のものを五箇年で復旧するということですが、新しく鉱害等が起るというような場合においては、どういふようになるのですか。

○上坂説明員 特別鉱害と申しますのは、太平洋戦争中に國の要請に基きまして、石炭を増産するために通常鉱害を防止のために採掘しないようなところを採掘した。そのため起りました鉱害を復旧するということであります。太平洋戦争中に採掘したものの鉱害に限るわけであります。その他の一般鉱害は鉱業法の規定によりまして処理するわけであります。現行法によりまして金銭賠償といふことになつておおりまして、被害者と加害者が相対の関係で解決するということになつてお

成して調査に当つたわけであります。その調査は法に書いてあります条件をこまかく分解いたしまして、認定基準を作ります。その認定班が現地に参りましたときに、利害関係人から申請書が出ておきます。その申請書を検討したわけであります。申請書は戦時の採掘のもの、戦前の採掘のものといふように、坑内の採掘範囲を区別して申請して来ておりまして、申請に基きまして、この条件下に会うかどうかということを詳しく調べます。これがありますと、鉱山基準等について詳しく述べなければよく御了解だけると思いますが、相当長くなりますがので、簡単に申し上げますと、鉱山のをつかんだわけであります。これは戦前も戦後も掘つておらないで、時中だけ掘つておつた。それが非常防止のために通常採掘しない箇所として上層でありまして、こういうところを掘ればすぐ鉱害が起きるというような箇所でありますとか、あるいは地上に大きな工場あるいは市街がありますて、そういう下を掘つたのでは、鉱害が起きた場合に止めるためには相当な手段を講じなければいけませんし、鉱害が起きた場合は大きな賠償をしなければいけない。そういうことから鉱業権者はいろいろところを掘らないわけであります。ところが当時の増産の要請によりまして、戦時鉱区というようなものを設立されまして、通常掘らないところでありますけれども、國のために掘れ、こういうふうな行政命令の上うなものが出て、掘つたわけであります。そういうところの上に乗つかつておる物件で復旧を適用するものと、あるいはその復旧をする

ことによつて公共の福祉、民生の安定に寄与するといふものを選んで認定したわけあります。

○西村(謹)委員 今の問題に関連して一言だけお伺いしておきたいのです

が、従来の特別鉛害復旧公社といふものを廃止して、今度の形にかえた思ひであります。これが廃して特別会計にかえた経緯、それといま一つはこれによつて今度の納付金なり負担金なりが多少変動しておるか。従来のままの負担区分であるか。その点をひとつ……。

○上坂説明員

現行法は特別鉛害復旧公社というのがありまして、これが納付金を徴収し工事代金を支払うという出納機関になつております。本法の附則の第十三項に、この特別公社の業務

は二十五年の十二月三十一日、もしくはその前に通産省に引渡さなければならぬ規定があります。従つて、本年末までは、復旧公社はその創立した業務を許されておるわけあります。が、それより前の機会があれば、その業務を通産省に引渡さなければならぬといふことになつております。これが一つであります。

もう一つは、この復旧公社は五月の二十九日に設立したわけであります。が、関係方面の御意向によりまして、業務を現在停止しております。この特別鉛害の復旧が社会立法といふようなことを言われば、被害者から大きな期待を持つてこの法律の施行を迎えておるわけありますが、そういう状況で復旧公社が動きませんので、納付金等の徴収が現在できない状況にあります。そういうことから関係方面の意向も打診いたしまして、特別会計

を設けて納付金の徴収、工事代金の支払いをやる、こうしたことになつておられます。

復旧公社と特別会計とかわりまして、何か工事の経理的方面にかわりがあるかという御質問であります。これは全然ないと考えます。復旧公社につつて、一般費でまかならといふことになつております。

○田中(謹)委員 本日提案説明のありました國有財産法第十三條の規定に基

き国会の認決を求める事件であります。が、直接これ自体については私の方も異議はないであります。またお伺いする点も実はございませんが、この機会にひとつお伺いしておきたい点があります。それは國有財産のうちで特に国有林関係の問題でござりますが、何か昭和二十二年の五月二日までに、特に寺社領の保育林として社寺の尊嚴等の関係で、国有林を申請すれば払い下げるという関係の法規があるように聞いておるのであります。が、私の承知するところでは、それは二十三年の五月の二日までの、何か新舊法の実施期との関係で、そういうものの申請期は大体制限されておつたようになります。

○吉田説明員 ただいまの御質問の点

でございますが、これは実は国有林の関係は林野庁の方で所管しております。が、大蔵省の方は直接に所管をいたしておりませんが、私の方で承知しております点を便宜お答えしておきたいと思います。たゞいまお話を通り、保管のうち、社寺境内地等処分に関する法律といふのが出ておりまして、これら点を便宜お答えしておきたいと思います。

○西村(謹)委員 ではさようとはから

います。

○夏堀委員長 ではさようとはから

います。

○吉田説明員 ただいまの御質問の点

でござりますが、これは実は国有林の

申請期は大体制限されておつたよう

になります。

ばかりの申請をいたしておつたそうであります。が、本年に入りましてから、それを一挙に千三百町歩まで前の申請の訂正という形で出され、現にこれでは林野庁の中にある社寺の保存林審査委員会であります。そこで目下審議では全部行政部費でまかなつて、一般費でまかならといふことになつております。

○田中(謹)委員 そうすると私の承知しておるよう、二十二年の五月二日から施行され、その後一年以内に申請をすれば払い下げを受け得る、こういふ法律上の建前になつておる。それが二十三年の五月二日であります。が、さりきりのところで三百五十町歩ばかり申請をいたしておる。それが審査中に突如として、本年の六月であつたと思ふ。木内政府委員が出席の予定であります。が、見えませんので、かわりました。が、見えませんので、かわりに大久保説明員が見えておりますから、もし御質疑があつたらばいかがでありますか。

○西村(謹)委員 特別鉛害復旧特別会計を設定する件につきましては、質疑の打切りをいたしたいと思います。その動議を提出いたします。

○夏堀委員長 ただいまの西村君の動議のごく決定するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

います。

○吉田説明員 ではさようとはから

います。

○西村(謹)委員長 それではこれより会議を開きます。

○夏堀委員長 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする歳入金額に対する法律の一部を改正する法律案外四法案に対し、質疑を許します。

○小山委員 外國為替特別会計につ

○大久保(太政官委員) お答え申し上  
て伺いますが、まず第一に、貿易特別会計から三百六十億円、一般会計から百億円組入れを必要とした理由及びその数字を、もよと御説明をお願いいたします。

○大久保太(政府委員) 請答申上  
げます。二十五年度の予算におきましては、外國為替特別会計の資本の充実をはかるために、外國貿易特別会計から五百億の資本金の繰入れが予定されてあつたのでございますが、今回の補正予算におきましては、これを二百六十億に限定する一方、一般会計から百億の繰入れを予定することになつたのでござります。その理由をいたしまして、数個の点を申し上げますと、まず前年度の昭和二十四年度の外貨の蓄積の状況は、予想外に多くございまして、二十四年度においてすでに三百十億、外貨に換算いたしまして、八千六百万ドルの外貨の受取り超過に相なつたのでござります。それで昭和二十四年の十二月に、この外國為替特別会計が発足いたしまして、同年度の受払いの計画といったましても、受取と支払いとが一億七千三百万ドル予定いたしておりましたが、二十五年の一月から発足いたしました外貨の予算制度、これが出发の当初におきましては、いろいろな事情でもつて、かなり不円滑な事情がありました。詳しく申し上げますと、何分日本といたしましては、外貨予算制度は初めてでございまして、一月から実施いたしますのが、その予算の成立がかなり時期的にずれを生じまして、そして発表されましたのがたしか一月の下旬であつたと存じます。そういう点、それからまたかなり外貨の使用について慎重を期したせいもござります。

ざいますが、そういうたる関係で、外貨の支払いは見積りよりも減少いたしましたして、一億三千二百万ドルであつたのをございます。一方輸出の面におきまして、外貨の受取というものは予想以上にふえたのであります。これは昨年の十二月の初めから、従来輸出についても、政府の許可制度になつております。したのが、許可制度がとりはずされまして自由になつたといふ關係もござります。それでこれが受取の方は二億一千八百万ドルに増加いたしました。そこでこの上うに私どもの会計といたしましては、円の收入が不足いたしまして、そしてそういう場合には、もともと

慮に入れまして、一応正確だと思われます予算を立てたのでございますが、外貨の受取は、年度を通じまして、約十一億四千三百万ドル、それから外貨の支払いの面におきまして九億五千五百万ドル、差引外貨の蓄積といたしまして、一億八千八百万ドルというものを予想いたしました。

第三点といいたしまして、外国為替特別会計の損益計算に多少の赤字を生じました。これは先ほど申しました年度越し借入金の関係でござりますが、利息等の予想しませんでした支払いが増加した關係で、八億くらいございます。それからまた今後輸出の状況その他は、やはりただいまといたしましては、年度全般を通じましてなかなか予測が困難でござりますので、一応のリザーブをぜひとも必要とするというのを、四十一億ばかりの輸出入の誤差に對して予備をいたしました。

それから先ほど御質問の二百六十億を、貿易特別会計から繰入れる理由でございますが、これはむしろ関係の通産省の方に御説明願つた方がいいのかとも存じますが、私から存じております点を申し上げますと、当初予算で五百億の繰入れを予定したのでございますが、その五百億は、貿易特別会計が清算の結果、およそ六百四億の余剰金が生ずる。その中で五百億を外国為替特別会計に繰入れる、そういう予定であつたのであります。この六百四億と予定いたしました余剰金が減少いたしました。その理由といいたしましては、昨年の四月から十一月までの、輸出入に伴います外貨の受取超過が増加いたしましたのが百三十九億円、それから織維品の国内放出の収入の減少

が百四十八億円、それから輸入物資の処分が少し時期的にずれまして、收入の一部が来年度にずれる。そういうものが四十三億円、その他の理由が十四億円ございまして、三百四十四億円が減少いたしますので、これを差引きまして、さしむき練入れの可能額といたしまして二百六十億予定したわけがあります。なお外國為替特別会計といたしましては、日銀のユーナンス制の実施によりまして、日銀に外貨を売却いたしますその関係で、日銀から円の収入が予定されておりますのが約六百七十六億円ございます。以上によりまして、外國為替特別会計で期待いたします收入といたしましては、九百三十六億円であります。その差額収入の不足分は百億ということに相なりますので、これを一般会計から繰入れる。そういう必要を認めたわけであります。大体御質問の要旨はそれくらいであると思ひます。

が百四十八億円、それから輸入物資の処分が少し時期的にずれまして、收入の一部が来年度にずれる。そういうものが四十三億円、その他の理由が十四億円ございまして、三百四十四億円が減少いたしますので、これを差引きまして、さむき銀入れの可能額といたしまして二百六十億予定したわけであります。なお外國為替特別会計といたしましては、日銀のユーチャンス制の実施によりまして、日銀に外貨を売却いたします。その関係で、日銀から円の收入が予定されておりますのが約六百七十六億円ございます。以上によりまして、外國為替特別会計で期待いたします收入といたしましては、九百三十六億円であります。その差額収入の不足分は百億ということになりますので、これを一般会計から繰入れる。そういう必要を認めたわけであります。

大体御質問の要旨はそれくらいであると思います。

○西村(直)委員 議事進行に関して……

○夏堀委員長 御異議なしと認めます。

○夏堀委員長 御異議なしと認めませんか。

○夏堀委員長 西村君の動議の通りおとどけを許します。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

●夏堀委員長 御異議なしと認めます。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案を議題として討論、採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。田中君。

○田中(幾)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、本法案に対しても反対の意思を表明するものであります。

終戦後の日本国内の食糧需給関係から見まして、外国食糧に依存する度合いも高かつた当時におきまして、さらに輸入食糧と国内食糧との価格差が、現在までのよう非常に大きかつた段階におきまして、この輸入税免除の処置はやむを得ない処置として、われわれも是認し来つたのでございますが、最近の外国食糧の輸入状況をつぶさに検討して参りますると、終戦直後の国内食糧の需給関係が非常に窮屈しておつた当時と、趣を異にしておるのであります。従いまして最近の食糧の輸入状況を見て参りますと、国内の必要量の補いをするというよりも、もつと大きな数量が輸入されるような現状にになりました。これが日本の農業のまことに生産力を回復せんとする方向に対し、すでに現在の段階においても一つの圧迫になつておる事実を、われくは見のがすわけには行かないのです。そういう見地からわかれ／＼は、日本の国内の農業生産を確保するといふ見地から、すみやかにこの外国食糧に対する輸入税免除の方針を、打切らなければならぬ段階に来ておると思

うのであります。しかもこのことは、最近における食糧輸入の状況について的確な見通しを、年間を通じて立てるということも、これはきわめてむずかしい段階ではないかと思うのであります。ですが、本法律案によりますと、二十一年度一年間をさらにこの輸入税免除の期間を今後一年間延長いたしまして、輸入税を免除するということにつきましては、にわかに賛成をいたしがたいのでありますとして、本法律案の審議の過程を通じまして、輸入食糧に対する輸入税打切りの見通しについても、政府当局が的確なる方針を示すことができない段階にある点から申しまして、遺憾ながらわれくは本法律案に対しましては、賛成することができないのをございます。

おふてはこの食糧輸入が続いており、かつ食糧の補給金というものが続いておる限りでは、この制度はいたし方のない制度であろうかと考えるのであります。さらに政府の説明によりますと、もしかよろな事情が急変するような事態に立ち至るときは、何時でもこの法律の有効期間の改正の意思を持つておるようありますから、これは一向さしつかえなかろうかと考えますので、以上をもつて賛成の理由といたします。

○夏堀委員長 竹村君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本案に反対するものであります。

まず第一点は、先ほど自由黨の小山委員は、日本の食糧輸入によつてこの輸入税として大体五億円を必要とする。従つてこの輸入税を撤廃しなかつたならば、それだけ消費者に負担がかかる、あるいは一般、特別会計から何とかしなければならぬ、こうおつしやつておるわけであります。その限りにおいてはそうでありますけれども、しあわせは国内の操作において、たとえばこれが輸入税をとりましても、一般会計からこれを負担するならば別に大したことではないわけであります。この問題は食糧の輸入税を撤廃するという名目のものに、第一にことに掲げられておりますのは、穀粉あるいはカン詰類、今までの食糧の貿易から言いますならば、台灣等から輸入されるバナナ等に対しても、この法律によつて輸入税を撤廃する。こういうふうに言われるのであります。しかも今日町に卯瀬満しておるところのカン詰類において、日本製品のカン詰類がどれだけ庄

迫されておるかということは周知の事実である。従つて食糧輸入税を撤廃するという法律の陰に隠れて、外國のいろいろな食糧、カン詰類といふようなものも大多に輸入されまして、国内のいわゆる日本の製品が圧迫されて行くという上うな事実、これが反対の第一点であります。

第二点といったしましては、大体自由黨の現在の政府は麦の自由販売をとなしておられます。しかもこの自由販売をするという反面において、こういう輸入税を撤廃するならば、必然的に日本国内における麦あるいは小麦等に対する値下け、あるいはその他のいろいろな圧迫が加えられることは、これまた自由経済をとなえる自由党の諸君の、ひとしく肯定されることだらうと思うのであります。(「ノーケー」)しかもこれに対して政府は、最低買上げ制度を実施すると言つておりますけれども、しかし生産費は現在ははつきりきまつっていない。たとえば米価審議会における答申さえも無視しておる政府では、今日の最低米価、麦の最低価格決定をゆだねること自身、はなはだ農民にとっては危険千万であると私は考える次第であります。こういうような意味におきまして、日本のカン詰類の輸出等をいたします場合におきましては、向うにおいては輸入税をとられておるところが国内に輸入するものだけは免除する。こういういわゆる日本の産業を破壊することを伴うところの本質を持つ、こういう輸入税を撤廃するといふ本案に対しましては、共産党は絶対に反対するものであります。

○夏堀委員長 次に同じく質疑を打切りました特別鉱害復旧特別会計法案を議題として、討論、採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。

○米原委員 私は日本共産党を代表しまして、希望条件を付して本法案に賛成するものであります。

本法案は太平洋戦争によつて當時軍が非常に濫壩をさした、その被害に對して復旧の補助金を出すものであります。もちろん趣旨としては賛成であります。ですが、太平洋戦争の被害を受けたのは単に鉱害のみとどまらないわけであります。もろん戦争の人民大衆があります。もちろん被害をこうむつておるわけではありません。こういうものに対するものであります。この法案と同一の趣旨によつて、しろこれを救済する、こういうことでは、なればならないと私は思うのであります。それがただ一部だけにこういふ措置がとられるということでは、はだ不徹底であるということが第一であります。それと並んで、そういう点をさらに行なうべきなればならないということを、私は強調するものであります。

第二に、これが特別会計というやうな方によつて出されておるわけであります。が、最近の状態を見ますならば、政界のいろいろな不正事件とか腐敗事件として、たとえば考査委員会に取上げられました問題をとつてみまして

も、公団並びに特別会計に関するものがはなはだ多いのであります。そういう点からしましても、これが特別会計によつて行われる場合に、いわゆるボス取引というようなことで、非常な悪が起つて来るのではないかといふことを、私ははなはだ遺憾に思つものであります。そういう点はあります、この鉱害によってこうむつておる被害に対し補助金を要求する声が、ことに九州地方の石炭業において非常に切実なものがありますので、われくはその点から言いまして、この法案に賛成の原則として賛成するものであります。

○夏堀委員長　宮崎君。

○宮崎委員　ただいま議題になつております特別会計法につきまして、自由党を代表し大きな声で賛成をいたしました。

大体ただいま共産党の米原委員からも希望条件付の、何と言ひますか、苦情付の賛成のようによつておりましたのが、一休戦争によりまする災害の国家補償ということは、戦時備償打切りといふような観念から申しまして、概してやらないのが正当であります。この戦時中におきます強行出炭のためにこうなりましたところの特別なる鉱害に対しては、現在の政府が特殊な考慮を払つて、社会政策の一環としてこれを賦課徴収いたしまして行つべき法なるものを組み立てたわけでありります。従いまして本来ならば国の費用とするいは炭鉱業者全体にわたりまして、それを賦課徴収いたしまして行つべき上、加害炭鉱について納付金を、また加害炭鉱と非加害炭鉱を持つておりま

す鉱主に対しましても、その部分について二分の一の納付金を納めていただく。これをもしまして、国家の公共事業費及び地方公共団体の負担金と合わせまして、この特別鉱害の復旧をすみやかにいたしたいというのが本法の趣旨であります。これは最初の立法におきましては、復旧公社としたましまして格別な取扱いをいたすことになりました。ただいま米原委員からも指摘されましたように、公社につきましては、とかく疑問がある。いつそ経理監督の厳重になります特別会計を選べべきであるという関係方面的示唆もありますので、これにのつとて今回の特別会計が制定されるわけであります。公社を廃止して、通商産業省にこれを引継ぐべきだという附則の規定もありますので、かつ十二月三十一日までには公社を廃止して、これが特別会計の運用が早くできることであります。民心の安定にも、問題は一局部でありますても、非常に重大な關係があろうと考えますので、ぜひともすみやかにこれを行いたい。従いましてこれは今まで本法をつくりました當時から述べ尽されたところであります。どうか大蔵委員会におきまして、特別会計を設けますゆえんを深く認識せられました。五箇年間継続いたします事業でありますので、今後とも予算の不足あるいは実施面においていろいろの隘路がござました場合には、あげてこれに御協力を賜わらんことを特にお願ひいたしますとして、賛成の意を表する次第であります。

○田中(能)委員 私は日本社会党を代表しまして、本法案に賛成の意見を述べるものでござりますが、問題は五箇年計画で特別鉄道復旧をやろうということが、われわれの立場から申しますならば、まさに手ぬるいという感じがいたすのでござります。その意味合いにおきまして、でき得るならばこの五箇年、すでに本年あと四年ということになるわけでありますから、その期間を短縮するような方向に向つて、政府として積極的な努力をすべきだということを、わが党としては主張いたしましたのでございます。もちろん公社から今回特別会計にこの関係を移管するとということにつきましては、公社でやる方がいいか、あるいは特別会計が通産省自体が責任を持つてやる方がいいかと、そういうことについては、これは経営の面でそれとも長短のある問題であると思ひますけれども、特別会計に移すべしという関係方面の示唆もあつたいたします。ならば——特別会計がまま指摘されるようには、不祥事件を起すようなことがありますれば、特にこの特別鉄道を受けておる地域の農民その他の関連産業に対しても、重大なる影響を及ぼすことになりますので、監督当局といたしましては、その点について厳重な注意をもつて、この執行に当つていただきたいということを強く要望いたしまして、本案に対し賛成をするものであります。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。  
なお右両案に關する報告書の作成、提出手続については委員長に御一任願います。

○夏堀委員長 次に本日まで予備審査中の未復員者給与法の一部を改正する法律案は、ただいま本付託の通知がありましたので、これを本審査に切りかえ、質疑を行ふことにいたします。

○竹村委員 一、二点お伺いしたいと思うのですが、この法案は議員提出でありますので——厚生省は来ておられますか。——この法案の通りました場合において、通るということを予定して予算は組んでおられるか、これが一点。予算がどうなつておるか、こういう点を「つ……」。

○渡邊説明員 ただいまの質問にお答えいたします。この法律の改正に要します所要経費は約一億三千万円であります。この経費につきましては、三十五年度の引揚げ援護のための事業費を補正いたしました際、補正分以外に手元にとつてある予算をもつてまかなうつもりであります。

○竹村委員 そういたしますと、これは大体何家族にこの予算をおやりになりますか。

○渡邊説明員 債給は原則として本人が帰還してから、その本人に対しても今までたまたま分を支払うというのが法律の建前でござりますが、扶養手当を受くべき扶養親族のある者に対しましては、扶養手当とともに債給を払うことになりますので、今回改正せられました債給が留守宅に渡る員数は、十月末におきまして、元陸軍関係におきま

しては約二万九千件、元海軍関係につきましては約六百件、特別未帰還者関係につきましては約三千件、合せまして三万何がしかの留守宅に対しまして、俸給の前渡しが行われる予定であります。

○竹村委員 そういたしますと、家族のない人は当然帰つて来なければもらえないわけであります、これはどのくらいあるかわかりませんか。

○渡邊説明員 法定の扶養親族のものにつきましては、前々から私たちが取扱つております数字の三十七万というようなものを基礎にしてやつております結果、扶養親族のある留守宅につきましては、現在実施しておりますので、はつきりした数をつかんでおりますが、それ以外のものがどのくらいあるか、その俸給をどのくらいいためで、だれがどのくらいもらうんだというような細部の点については把握しておりません。

○竹村委員 そういたしますと、大体三十二万ほどは風来坊だということになりますね。

○渡邊説明員 その数の問題につきましては、私当面の担当者でもございませんし、従来第七国会以来引続き論議済みの点でござりますので、特にこの点私から申し上げなくとも、各員御了解のことと思います。

竹村委員 それだけ聞いたら問題は解決するのであります。今御説明になりましたように、大体三万余りが家族を持つておられる。はつきりした数、とにかくこれに金をやるだけの予算は四億円とつてある。これで私は安心したと受けであります。あとの大体三十二、三十五万はひとりものである、こういうよ

に私は承知しております。

○西村(直)委員 未復員者給与法の一部を改正する法律案に関しては、討論を省略の上、すみやかに採決されんことを望みます。

○夏堀委員長 西村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議はないようでありますので、さようよりはからいます。

これより本案を議題として、ただちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願います。

〔總賛起立〕

○夏堀委員長 起立總員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成、提出手続については委員長に御一任願います。

○夏堀委員長 それでは引続いて、企画管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案外四案に対し質疑を許します。宮幡君。

○宮幡委員 政府委員がおいでにならなかつたので、午前中は質疑を保留しておきました。お見えになつたから頭にやるべきでありますたが、小山委員の御質問に対して、外務についてまして久保政府委員からのお答えが、私の尋ねるところの大要を尽しておると思いますから、この際前の質問の要旨を撤回いたしまして省きたいと思ひます。

夏堀委員長 その他御質疑はありますか。——それではちよつと休憩にて、理事会を開きます。

午後三時十四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参考照〕

食糧の輸出税を免除する法律の一部  
を改正する法律案（内閣提出）に關  
する報告書  
特別鉛害復旧特別会計法案（内閣提  
出）に関する報告書  
未復員者給与法の一部を改正する法  
律案（參議院提出）に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕